平成31年２月28日

平成31年第１回神奈川県議会定例会

環境農政常任委員会資料
（附　属　資　料）

（平成31年２月26日付託分）

環　境　農　政　局

目　　次

1　神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例関連【環境農政局関係】新旧対照表 …… 1

2　事務処理の特例に関する条例【環境農政局関係】新旧対照表 …… 4

3　特別会計の設置に関する条例　新旧対照表 ……17

4　神奈川県手数料条例【環境農政局関係】新旧対照表 ……18

5　神奈川県生活環境の保全等に関する条例　新旧対照表 ……24

1　神奈川県立公文書館条例等の一部を改正する条例関連【環境農政局関係】新旧対照表

○神奈川県立大船フラワーセンター条例（昭和39年神奈川県条例第49号）

改　　正

別表（第12条関係）

1　入園料金

区　　分	入園料金の上限額
20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生を除く。）	1人につき　500円 （年間入園料金　2,030円）
65歳以上の者 20歳未満の者 学生 高校生	同 300円 （年間入園料金　1,220円）

2　駐車場利用料金

区　　分	駐車場利用料金の上限額		
	1時間以内の場合	1時間を超える場合	
普通自動車	（略）	（略）	（略）
大型自動車	同　630円	同　630円	（略）

現　　行

別表（第12条関係）

1　入園料金

区　　分	入園料金の上限額
20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生を除く。）	1人につき　500円 （年間入園料金　2,000円）
65歳以上の者 20歳未満の者 学生 高校生	同 300円 （年間入園料金　1,200円）

2　駐車場利用料金

区　　分	駐車場利用料金の上限額		
	1時間以内の場合	1時間を超える場合	
普通自動車	（略）	（略）	（略）
大型自動車	同　620円	同　620円	（略）

○神奈川県漁港管理条例（昭和44年神奈川県条例第44号）

改　　正

附　則

（施行期日）

1　（略）

（三崎漁港管理条例の廃止）

2　（略）

（経過措置）

3～5　（略）

（占用料の額に関する規定の読替え）

6　平成31年10月1日以後の甲種漁港施設の利用又は漁港の区域内の水域若しくは公共空地の占用に係る占用料であつて同年4月1日から同年9月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするもの（占用料を月割りで算定するものにあつては、同日以前の日を利用の期間に含むものを除く。）に関する別表第2及び別表第3の規定の適用については、別表第2の2　占用料の表及び備考10並びに別表第3の備考3及び備考4中「消費税率等」とあるのは、「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第3条の規定による改正後の消費税法第29条の税率と当該税率に社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第2条の規定による改正後の地方税法第72条の83の税率を乗じて得た率を合計した率」とする。

別表第2（第12条関係）

1　利用料

（略）								
停係泊料	泊地	船舶の総トン数／種別及び単位	5トン以下のもの	5トンを超え10トン以下のもの	10トンを超え20トン以下のもの	20トンを超え50トン以下のもの	50トンを超え100トン以下のもの	100トンを超えるもの
		（略）						
		漁船以外の船舶	1そう1日	200円	210円	240円	270円	550円	550円にその超える100トン又はその端数ごとに270円を加算した額
	油壺特別泊地	1そう　1日	ヨット又はボートの長さ1メートルごとに110円					
	宮川特別泊地	ヨット又はボートであつて長さが6.5メートル以下のもの	1そう1箇年	275,000円				
		ヨット又はボートで	1そう1箇年	330,000円				

現　　行

附　則

1　（略）

2　（略）

3～5　（略）

別表第2（第12条関係）

1　利用料

（略）								
停係泊料	泊地	船舶の総トン数／種別及び単位	5トン以下のもの	5トンを超え10トン以下のもの	10トンを超え20トン以下のもの	20トンを超え50トン以下のもの	50トンを超え100トン以下のもの	100トンを超えるもの
		（略）						
		漁船以外の船舶	1そう1日	200円	210円	240円	270円	540円	540円にその超える100トン又はその端数ごとに270円を加算した額
	油壺特別泊地	1そう　1日	ヨット又はボートの長さ1メートルごとに100円として算定した額に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額					
	宮川特別泊地	ヨット又はボートであつて長さが6.5メートル以下のもの	1そう1箇年	250,000円に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額				
		ヨット又はボートで	1そう1箇年	300,000円に消費税率等に1を加えた率を乗じて得た額				

改　　正

		あつて長さが6.5メートルを超え8.5メートル以下のもの		
	宮川一時停係泊特別泊地	１そう　１回		2,610円
駐車料	二町谷環境整備施設区域の駐車場	１台１時間つき　200円。ただし、７月１日から８月31日までの間は、250円とする。 １台１泊につき　1,030円		
（略）				
城ケ島大橋渡橋料	午前８時から午後７時（11月１日から翌年２月末日までの間は、午後６時）までの利用につき			
	利用の種別	普通利用（往復につき）	回数利用（11往復につき）	定期利用（乗合型自動車（路線）を除く。）（１箇月の利用につき）
	原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるものに限る。）軽自動車	50円	530円	1,100円
	貨物自動車小型乗用自動車	100円	1,100円	2,200円
	普通乗用自動車	150円	1,630円	3,300円
	乗合型自動車（路線）	200円	2,200円	—
	乗合型自動車（その他）	530円	5,500円	11,000円
	特殊自動車	300円	3,300円	6,600円

２　占用料
（略）
備考　（略）

別表第４（第25条関係）
施設利用料金の上限額

停係泊料	本港特別泊地	長さが６メートル以下のヨット又はボート	１そう１回　1,100円
		長さが６メートルを超えるヨット又はボート	１そう１回　1,100円に６メートルを超える長さ１メートルまでごとに500円を加算した額
駐車料	（略）		
	宮川環境整備施設区域の駐車場		１台１日につき　520円。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,040円とする。

備考　（略）

現　　行

		あつて長さが6.5メートルを超え8.5メートル以下のもの		
	宮川一時停係泊特別泊地	１そう　１回		2,570円
駐車料	二町谷環境整備施設区域の駐車場	１台１時間つき　200円。ただし、７月１日から８月31日までの間は、250円とする。 １台１泊につき　1,020円		
（略）				
城ケ島大橋渡橋料	午前８時から午後７時（11月１日から翌年２月末日までの間は、午後６時）までの利用につき			
	利用の種別	普通利用（往復につき）	回数利用（11往復につき）	定期利用（乗合型自動車（路線）を除く。）（１箇月の利用につき）
	原動機付自転車（総排気量が0.050リットルを超えるものに限る。）軽自動車	50円	530円	1,080円
	貨物自動車小型乗用自動車	100円	1,080円	2,160円
	普通乗用自動車	150円	1,610円	3,240円
	乗合型自動車（路線）	200円	2,160円	—
	乗合型自動車（その他）	530円	5,400円	10,800円
	特殊自動車	300円	3,240円	6,480円

２　占用料
（略）
備考　（略）

別表第４（第25条関係）
施設利用料金の上限額

停係泊料	本港特別泊地	長さが６メートル以下のヨット又はボート	１そう１回　1,080円
		長さが６メートルを超えるヨット又はボート	１そう１回　1,080円に６メートルを超える長さ１メートルまでごとに500円を加算した額
駐車料	（略）		
	宮川環境整備施設区域の駐車場		１台１日につき　520円。ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日にあつては、1,030円とする。

備考　（略）

○神奈川県産業廃棄物の処分に係る手数料徴収条例（平成17年神奈川県条例第105号）

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>種別</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１　燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したものの処分</td><td>10キログラムにつき 262円</td></tr>
<tr><td>２　石綿含有産業廃棄物の処分</td><td>10キログラムにつき 316円</td></tr>
<tr><td>３　廃石膏ボードである産業廃棄物の処分（前項に定める産業廃棄物の処分を除く。）</td><td>10キログラムにつき 262円</td></tr>
<tr><td>４　（略）</td><td></td></tr>
</table>
備考　（略）</td><td>別表（第２条関係）
<table>
<tr><th>種別</th><th>金額</th></tr>
<tr><td>１　燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん並びに燃え殻、汚泥及びばいじんを処分するために処理したものの処分</td><td>10キログラムにつき 261円</td></tr>
<tr><td>２　石綿含有産業廃棄物の処分</td><td>10キログラムにつき 315円</td></tr>
<tr><td>３　廃石膏ボードである産業廃棄物の処分（前項に定める産業廃棄物の処分を除く。）</td><td>10キログラムにつき 261円</td></tr>
<tr><td>４　（略）</td><td></td></tr>
</table>
備考　（略）</td></tr>
</table>

○神奈川県立花と緑のふれあいセンター条例（平成18年神奈川県条例第68号）

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>別表（第 12 条関係）
１　入園料金
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>利用料金の上限額</th></tr>
<tr><td>20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）</td><td>１人につき　1,010円</td></tr>
<tr><td>学生
高校生
20歳未満の者（小学生及び中学生（中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）
65歳以上の者</td><td>同　760円</td></tr>
<tr><td>小学生及び中学生</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
２　（略）
３　駐車場利用料金
<table>
<tr><th>区　分</th><th>利用料金の上限額</th></tr>
<tr><td>普通自動車</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大型自動車</td><td>同　1,570円</td></tr>
</table>
備考　（略）</td><td>別表（第 12 条関係）
１　入園料金
<table>
<tr><th>区　　分</th><th>利用料金の上限額</th></tr>
<tr><td>20歳以上65歳未満の者（学生及び高校生（中等教育学校の後期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）</td><td>１人につき　1,000円</td></tr>
<tr><td>学生
高校生
20歳未満の者（小学生及び中学生（中等教育学校の前期課程に在学する者を含む。以下同じ。）を除く。）
65歳以上の者</td><td>同　750円</td></tr>
<tr><td>小学生及び中学生</td><td>（略）</td></tr>
</table>
備考　（略）
２　（略）
３　駐車場利用料金
<table>
<tr><th>区　分</th><th>利用料金の上限額</th></tr>
<tr><td>普通自動車</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>大型自動車</td><td>同　1,550円</td></tr>
</table>
備考　（略）</td></tr>
</table>

○神奈川県立宮ケ瀬湖集団施設地区及び鳥居原園地条例（平成27年神奈川県条例第９号）

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>附　則
（施行期日）
１　この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の規定は公布の日から、第４条から第８条まで、第９条第３項、第11条第２項、第12条、第20条及び別表第１の規定は平成27年５月25日から施行する。
（使用料の額に関する規定の読替え）
２　平成31年10月１日以後の第15条第１項又は第３項の許可を受けた行為に係る使用料であって同年４月１日から同年９月30日までの間に地方自治法第231条の規定による納入の通知をするものに関する第16条の規定の適用については、同条中「消費税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成24年法律第68号）第３条の規定による改正後の消費税法」と、「地方税法」とあるのは「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成24年法律第69号）第２条の規定による改正後の地方税法」とする。</td><td>附　則
この条例は、平成28年４月１日から施行する。ただし、第２条第２項の規定は公布の日から、第４条から第８条まで、第９条第３項、第11条第２項、第12条、第20条及び別表第１の規定は平成27年５月25日から施行する。</td></tr>
</table>

２　事務処理の特例に関する条例（平成11年神奈川県条例第41号）【環境農政局関係】新旧対照表

改　　正		現　　行	
第１条～第３条　（略） 別表（第３条関係）		第１条～第３条　（略） 別表（第３条関係）	
１～４の２　（略）	（略）	１～４の２　（略）	（略）
４の３　土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務（一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。） （１）　法第６条第２項（法第48条第８項及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、あっせん又は調停をなすべき旨の申請を受理すること。 （２）　法第６条第３項（法第48条第８項及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、あっせん及び調停を行うこと。 （３）　法第７条第５項（法第48条第９項、法第52条第９項（法第53条の４第２項（法第96条において読み替えて準用する場合を含む。（６）、（８）及び(28)から(30)までにおいて同じ。）及び法第96条において準用する場合を含む。）、法第84条、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。 （４）　法第８条第１項（法第48条第９項、法第84条及び法第95条第３項において準	（略）	４の３　土地改良法（昭和24年法律第195号。以下この項において「法」という。）及び土地改良法施行令（昭和24年政令第295号。以下この項において「政令」という。）に基づく次の事務（一の市町村の区域を超えない地域をその施行に係る地域又は土地改良区の地区とする土地改良事業に係るものに限る。） （１）　法第６条第２項（法第48条第８項において準用する場合を含む。）の規定により、あっせん又は調停をなすべき旨の申請を受理すること。 （２）　法第６条第３項（法第48条第８項において準用する場合を含む。）の規定により、あっせん及び調停を行うこと。 （３）　法第７条第５項（法第48条第９項、法第52条第９項（法第53条の４第２項（法第96条において読み替えて準用する場合を含む。（６）、（８）及び(27)から(29)までにおいて同じ。）及び法第96条において準用する場合を含む。）、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。 （４）　法第８条第１項（法第48条第９項及び法第95条第３項において準用する場合	（略）

改　　正	現　　行
用する場合並びに法第95条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画及び定款(法第84条において準用する場合にあっては法第77条第２項に規定する定款等、法第95条の２第３項において準用する場合にあっては土地改良事業計画及び規約)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請人に通知すること。	並びに法第95条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画及び定款(法第95条の２第３項において準用する場合にあっては、規約)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請人に通知すること。
（５）　法第８条第２項(法第48条第９項、法第56条第５項、法第84条、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者からの報告を徴すること。	（５）　法第８条第２項(法第48条第９項、法第56条第５項、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する技術者からの報告を徴すること。
（６）　法第８条第６項(法第48条第９項、法第84条及び法第95条第３項において準用する場合並びに法第52条の２第４項(法第53条の４第２項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び法第95条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、申請を適当と決定した旨を公告し、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款(法第52条の２第４項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画書、法第84条において準用する場合にあっては法第77条第２項に規定する定款等、法第95条の２第３項において読み替えて準用する	（６）　法第８条第６項(法第48条第９項及び法第95条第３項において準用する場合並びに法第52条の２第４項(法第53条の４第２項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)及び法第95条の２第３項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定により、申請を適当と決定した旨を公告し、その決定に係る土地改良事業計画書及び定款(法第52条の２第４項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画書、法第95条の２第３項において読み替えて準用する場合にあっては土地改良事業計画書及び規約)の写しを縦覧に供すること。

改　　正	現　　行
場合にあっては土地改良事業計画書及び規約）の写しを縦覧に供すること。 （７）　法第９条第１項（法第48条第９項、法第84条、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により、利害関係人からの異議の申出を受理すること。 （８）　法第９条第２項（法第48条第９項、法第84条、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合並びに法第52条の３第２項（法第53条の４第２項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、専門的知識を有する技術者（法第52条の３第２項において読み替えて準用する場合にあっては、法第52条第４項に掲げる者）の意見を聴き、異議の申出について決定すること。 （９）　法第９条第４項（法第48条第９項、法第84条、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合並びに法第52条の３第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、土地改良区（土地改良区連合を含む。(10)、(46)及び(47)を除き、以下この項において同じ。）の設立（法第48条第９項及び法第95条の２第３項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第３項	（７）　法第９条第１項（法第48条第９項、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。）の規定により、利害関係人からの異議の申出を受理すること。 （８）　法第９条第２項（法第48条第９項、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合並びに法第52条の３第２項（法第53条の４第２項及び法第96条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、専門的知識を有する技術者（法第52条の３第２項において読み替えて準用する場合にあっては、法第52条第４項に掲げる者）の意見を聴き、異議の申出について決定すること。 （９）　法第９条第４項（法第48条第９項、法第95条第３項及び法第95条の２第３項において準用する場合並びに法第52条の３第２項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により、土地改良区の設立（法第48条第９項及び法第95条の２第３項において準用する場合にあっては土地改良事業計画の変更等、法第95条第３項において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の３第２項において読み替えて準用する

改　　正	現　　行
において準用する場合にあっては土地改良事業、法第52条の３第２項において読み替えて準用する場合にあっては換地計画）の認可の申請を却下すること。	場合にあっては換地計画）の認可の申請を却下すること。
(10)　（略）	(10)　（略）
(11)　法第10条第３項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、土地改良区が成立した旨を公告すること。	(11)　法第10条第３項の規定により、土地改良区が成立した旨を公告すること。
(12)　法第18条第17項（法第68条第４項及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、役員（法第68条第４項において準用する場合にあっては、清算人。(13)において同じ。）の氏名等の届出及び変更の届出を受理すること。	(12)　法第18条第16項（法第68条第４項において準用する場合を含む。）の規定により、役員（法第68条第４項において準用する場合にあっては、清算人。(13)において同じ。）の氏名等の届出及び変更の届出を受理すること。
(13)　法第18条第18項（法第68条第４項及び法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、役員の氏名等の届出又は変更の届出があった旨を公告すること。	(13)　法第18条第17項（法第68条第４項において準用する場合を含む。）の規定により、役員の氏名等の届出又は変更の届出があった旨を公告すること。
(14)　法第19条の４第３号（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、違反事項等に係る報告を受理すること。	(14)　法第19条の４第３号の規定により、違反事項等に係る報告を受理すること。
(15)　法第29条の２第４項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、決算関係書類を受理すること。	（新規）
(16)　法第29条の４第１項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、仮理事を選任し、及び役員を選挙するための総	(15)　法第29条の３第１項の規定により、仮理事を選任し、及び役員を選挙するための総会を招集して選挙させること。

改　　正	現　　行
会を招集して選挙させること。	
(17)　法第30条第２項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の定款の変更を認可すること。	(16)　法第30条第２項の規定により、土地改良区の定款の変更を認可すること。
(18)　法第30条第３項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の定款の変更を認可した旨を公告すること。	(17)　法第30条第３項の規定により、土地改良区の定款の変更を認可した旨を公告すること。
(19)　法第36条第９項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、特定受益者からの経費の徴収を認可すること。	(18)　法第36条第８項の規定により、特定受益者からの経費の徴収を認可すること。
(20)　法第41条第３項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、債権者からの異議の申出を受理すること。	(19)　法第41条第３項の規定により、債権者からの異議の申出を受理すること。
(21)　法第41条第４項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、債権者からの異議の申出について決定すること。	(20)　法第41条第４項の規定により、債権者からの異議の申出について決定すること。
(22)　法第47条第１項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。	(21)　法第47条第１項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、専門的知識を有する職員の援助の請求を受理すること。
(23)　法第48条第１項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画（法第84条において準用する場合にあっては、法第77条第２項に規定する事業の実施に関する計画。(25)及び(73)において同じ。）の変更等を認可すること。	(22)　法第48条第１項の規定により、土地改良事業計画の変更等を認可すること。

改　　正	現　　行
(24)　法第48条第10項(法第84条及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。)の規定により、法第48条第９項において準用する法第８条第２項及び第６項並びに法第９条に規定する手続を省略することを適当と認めること。	(23)　法第48条第10項(法第95条の２第３項において準用する場合を含む。)の規定により、法第48条第９項において準用する法第８条第２項及び第６項並びに法第９条に規定する手続を省略することを適当と認めること。
(25)　法第48条第11項(法第84条及び法第95条の２第３項において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画の変更等を認可した旨を公告すること。	(24)　法第48条第11項(法第95条の２第３項において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良事業計画の変更等を認可した旨を公告すること。
(26)　法第49条第１項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、応急工事計画を認可すること。	(25)　法第49条第１項の規定により、応急工事計画を認可すること。
(27)　法第52条第１項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画を認可すること。	(26)　法第52条第１項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画を認可すること。
(28)　法第52条の２第１項(法第53条の４第２項、法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の４第２項において準用する場合にあっては、換地計画の変更。(29)において同じ。)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請をした土地改良区に通知すること。	(27)　法第52条の２第１項(法第53条の４第２項及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画(法第53条の４第２項において準用する場合にあっては、換地計画の変更。(28)において同じ。)の審査を行って適否を決定し、その旨を申請をした土地改良区に通知すること。
(29)　法第52条の２第３項(法第53条の４第２項、法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画の適否について関係農業委員	(28)　法第52条の２第３項(法第53条の４第２項及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、換地計画の適否について関係農業委員会の意見を

改　　正	現　　行
会の意見を聴くこと。	聴くこと。
(30)　法第52条の３第１項（法第53条の４第２項において読み替えて準用する場合並びに法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地計画（法第53条の４第２項において読み替えて準用する場合にあっては、換地計画の変更の部分）に係る土地等の所有者等からの異議の申出を受理すること。	(29)　法第52条の３第１項（法第53条の４第２項において読み替えて準用する場合及び法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地計画（法第53条の４第２項において読み替えて準用する場合にあっては、換地計画の変更の部分）に係る土地等の所有者等からの異議の申出を受理すること。
(31)　法第53条の４第１項（法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地計画の変更を認可すること。	(30)　法第53条の４第１項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地計画の変更を認可すること。
(32)　法第54条第３項（法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地処分をした旨の届出を受理すること。	(31)　法第54条第３項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地処分をした旨の届出を受理すること。
(33)　法第54条第４項（法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地処分があった旨を公告すること。	(32)　法第54条第４項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地処分があった旨を公告すること。
(34)　法第54条第５項（法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地処分があった旨の公告をした旨を管轄登記所に通知すること。	(33)　法第54条第５項（法第96条において準用する場合を含む。）の規定により、換地処分があった旨の公告をした旨を管轄登記所に通知すること。
(35)　法第56条第３項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、法第56条第１項又は第２項の規定による協議に係る裁定の申請を受理すること。	(34)　法第56条第３項の規定により、同条第１項又は第２項の規定による協議に係る裁定の申請を受理すること。
(36)　法第56条第４項（法第	(35)　法第56条第４項の規定

改　　正	現　　行
84条において準用する場合を含む。)の規定により、法第56条第２項の規定による協議を求められた者の意見を聴き、当該協議に係る裁定をすること。	により、同条第２項の規定による協議を求められた者の意見を聴き、当該協議に係る裁定をすること。
(37)　法第57条の２第１項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用用排水施設等の管理規程を認可すること。	(36)　法第57条の２第１項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用用排水施設等の管理規程を認可すること。
(38)　法第57条の２第３項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用用排水施設等の管理規程の変更等を認可すること。	(37)　法第57条の２第３項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用用排水施設等の管理規程の変更等を認可すること。
(39)　法第57条の２第４項(法第84条及び法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用用排水施設等の管理規程又はその変更等を認可した旨を公告すること。	(38)　法第57条の２第４項(法第96条において準用する場合を含む。)の規定により、農業用用排水施設等の管理規程又はその変更等を認可した旨を公告すること。
(40)　法第57条の４第１項(法第57条の８及び法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、農業集落排水施設整備事業の計画(法第57条の８において準用する場合にあっては、事業計画の変更)等を認可すること。	(39)　法第57条の４第１項(法第57条の８において準用する場合を含む。)の規定により、農業集落排水施設整備事業の計画(法第57条の８において準用する場合にあっては、事業計画の変更)等を認可すること。
(41)　法第67条第２項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の総会の議決による解散を認可すること。	(40)　法第67条第２項の規定により、土地改良区の総会の議決による解散を認可すること。
(42)　法第67条第３項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区が解散した旨を公告すること。	(41)　法第67条第３項の規定により、土地改良区が解散した旨を公告すること。

改　　正	現　　行
(43)　法第70条の２第３項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。	(42)　法第70条の２第３項の規定により、裁判所から意見の求め及び調査の嘱託を受けること。
(44)　法第70条の２第４項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。	(43)　法第70条の２第４項の規定により、裁判所に対し、意見を述べること。
(45)　法第71条の２(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の清算が結了した旨の届出を受理すること。	(44)　法第71条の２の規定により、土地改良区の清算が結了した旨の届出を受理すること。
(46)・(47)　(略)	(45)・(46)　(略)
(48)　法第77条第２項の規定により、土地改良区連合の設立を認可すること。	(新規)
(49)　法第81条の規定により、所属土地改良区の数の増減を認可すること。	(新規)
(50)　法第95条第１項の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体（土地改良法施行令(昭和24年政令第295号)第72条の２に規定する者を除く。）若しくは農地中間管理機構又は法第３条に規定する資格を有する者（以下この項において「農業協同組合等」という。）の行う土地改良事業を認可すること。	(47)　法第95条第１項の規定により、農業協同組合、農業協同組合連合会、農地利用集積円滑化団体（政令第72条の２に規定する者を除く。）若しくは農地中間管理機構又は法第３条に規定する資格を有する者（以下この項において「農業協同組合等」という。）の行う土地改良事業を認可すること。
(51)・(52)　(略)	(48)・(49)　(略)
(53)　法第97条第５項の規定により、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示すべき旨の請求を受理すること。	(新規)
(54)　法第97条第６項の規定により、農業委員会等に関	(新規)

改　　正	現　　行
する法律（昭和26年法律第88号）第43条第１項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴き、農業委員会又は関係農業委員会に交換分合計画を定めるよう指示をすること。	
(55)　法第98条第５項の規定により、審査の申立てを受理すること。	（新規）
(56)　法第98条第６項の規定により、審査の申立てについて裁決すること。	（新規）
(57)　法第98条第８項の規定により、交換分合計画を認可すること。	（新規）
(58)　法第98条第９項の規定により、交換分合計画の認可について、都道府県機構の意見を聴くこと。	（新規）
(59)　法第98条第10項の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。	（新規）
(60)　法第99条第１項（法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画を認可すること。	（新規）
(61)　法第99条第４項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、関係農業委員会の意見を聴くこと。	（新規）
(62)　法第99条第５項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、申請の旨を公告し、交換分合計画書の写しを縦覧に供すること。	（新規）
(63)　法第99条第６項（法第	（新規）

改　　正	現　　行
84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、公告した旨を通知すること。	
(64)　法第99条第７項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画に対する異議の申出を受理すること。	(新規)
(65)　法第99条第８項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画に対する異議の申出について決定すること。	(新規)
(66)　法第99条第10項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、都道府県機構の意見を聴くこと。	(新規)
(67)　法第99条第12項（法第84条及び法第100条第２項において準用する場合を含む。）の規定により、交換分合計画を認可した旨を公告すること。	(新規)
(68)　法第100条第１項の規定により、交換分合計画を認可すること。	(新規)
(69)　法第109条(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、農用地の形質の変更を許可すること。	(新規)
(70)～(73)　（略）	(50)～(53)　（略）
(74)　法第132条第１項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区等からその事業に関し報告を徴し、及びこれらの者の業務又は会計の状況を検査すること。	(54)　法第132条第１項の規定により、土地改良区等からその事業に関し報告を徴し、及びこれらの者の業務又は会計の状況を検査すること。

改　　正	現　　行
(75)　法第133条第１項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の組合員からの検査の請求を受理し、及びその土地改良区の事業又は会計の状況を検査すること。	(55)　法第133条の規定により、土地改良区の組合員からの検査の請求を受理し、及びその土地改良区の事業又は会計の状況を検査すること。
(76)　法第134条第１項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区等に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。	(56)　法第134条第１項の規定により、土地改良区等に対し、必要な措置をとるべき旨を命ずること。
(77)　法第134条第２項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区に対し、その役員の全部又は一部の改選を命ずること。	(57)　法第134条第２項の規定により、土地改良区に対し、その役員の全部又は一部の改選を命ずること。
(78)　法第134条第３項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の役員を解任すること。	(58)　法第134条第３項の規定により、土地改良区の役員を解任すること。
(79)　法第135条第１項(法第84条において準用する場合を含む。)の規定により、土地改良区の解散を命ずること。	(59)　法第135条第１項の規定により、土地改良区の解散を命ずること。
(80)　法第136条第１項(法第84条及び法第136条第２項において準用する場合(法第52条第５項及び法第53条の４第２項において準用する法第52条第５項の会議に準用する場合に限る。)を含む。)の規定により、土地改良区の総会等の決議並びに役員等の選挙及び当選を取り消すこと。	(60)　法第136条第１項(同条第２項において準用する場合(法第52条第５項及び法第53条の４第２項において準用する法第52条第５項の会議に準用する場合に限る。)を含む。)の規定により、土地改良区の総会等の決議並びに役員等の選挙及び当選を取り消すこと。
(削除)	(61)　政令第47条の規定により、土地改良区の定款中総代の選挙に関する規定につ

改　　正		現　　行	
		いて、神奈川県選挙管理委員会の意見を聴くこと。	
5　農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）～（6）　（略） （7）　法第18条第３項の規定により、同条第１項の許可について農業委員会等に関する法律第43条第１項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴くこと。 （8）～(24)　（略）	（略）	5　農地法（昭和27年法律第229号。以下この項において「法」という。）に基づく次の事務 （1）～（6）　（略） （7）　法第18条第３項の規定により、同条第１項の許可について農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第43条第１項に規定する都道府県機構（以下この項において「都道府県機構」という。）の意見を聴くこと。 （8）～(24)　（略）	（略）
6～160　（略）	（略）	6～160　（略）	（略）

3　特別会計の設置に関する条例（昭和 39 年神奈川県条例第 75 号）新旧対照表

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>第１条・第２条　（略）
別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>事務の内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>神奈川県恩賜記念林業振興資金会計</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（削除）</td><td>（削除）</td></tr><tr><td>神奈川県介護保険財政安定化基金会計</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>（削除）</td><td>第１条・第２条　（略）
別表（第２条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>事務の内容</th></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>神奈川県恩賜記念林業振興資金会計</td><td>（略）</td></tr><tr><td>神奈川県農業改良資金会計</td><td>旧農業改良資金及び旧就農支援資金に係る貸付金の管理、償還等に関すること。</td></tr><tr><td>神奈川県介護保険財政安定化基金会計</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td>（略）</td></tr></table>備考　旧農業改良資金とは、農業経営に関する金融上の措置の改善のための農業改良資金助成法等の一部を改正する法律（平成22年法律第23号）第１条の規定による改正前の農業改良資金助成法（昭和31年法律第102号）第２条に規定する農業改良資金をいい、旧就農支援資金とは、農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第４条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成７年法律第２号）第２条第２項に規定する就農支援資金をいう。</td></tr>
</table>

４　神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第２号）【環境農政局関係】新旧対照表

<table>
<tr><th colspan="3">改　　正</th><th colspan="3">現　　行</th></tr>
<tr><td colspan="3">別表（第２条関係）
１～３　（略）
４　環境農政局関係</td><td colspan="3">別表（第２条関係）
１～３　（略）
４　環境農政局関係</td></tr>
<tr><td>手数料徴収に係る事務</td><td>手数料の名称</td><td>金額</td><td>手数料徴収に係る事務</td><td>手数料の名称</td><td>金額</td></tr>
<tr><td>１～21　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>１～21　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>22　肥料取締法（昭和25年法律第127号）第４条第１項又は第２項の規定に基づく肥料の登録</td><td>（略）</td><td>⑴　肥料取締法第４条第１項第６号の肥料
１万8,130円
⑵　肥料取締法第４条第１項第７号の肥料
３万5,280円</td><td>22　肥料取締法（昭和25年法律第127号）第４条第１項又は第２項の規定に基づく肥料の登録</td><td>（略）</td><td>⑴　肥料取締法第４条第１項第６号の肥料
１万8,080円
⑵　肥料取締法第４条第１項第７号の肥料
３万5,170円</td></tr>
<tr><td>23～36　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>23～36　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>37　小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第１条第１項及び第３項の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴うものに限る。）</td><td>（略）</td><td>⑴　全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合　１隻につき
３万7,160円
⑵　その他の場合　１隻につき
２万6,160円</td><td>37　小型漁船の総トン数の測度に関する政令（昭和28年政令第259号）第１条第１項及び第３項の規定に基づく小型漁船の総トン数の測度（実測を伴うものに限る。）</td><td>（略）</td><td>⑴　全部の容積の測度又は上甲板下全部の容積の測度を行う場合　１隻につき
３万7,100円
⑵　その他の場合　１隻につき
２万6,100円</td></tr>
<tr><td>38～44の４　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td><td>38～44の４　（略）</td><td>（略）</td><td>（略）</td></tr>
<tr><td>45　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第４条の２第５項、第５条第１項又は第31条第１項の規定に基づく家畜の検査（同法第５条第１項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）</td><td>（略）</td><td>⑴　（略）
⑵　馬
1,230円
⑶　（略）
⑷　（略）</td><td>45　家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第４条の２第５項、第５条第１項又は第31条第１項の規定に基づく家畜の検査（同法第５条第１項の規定に基づく家畜の検査にあっては、監視伝染病の発生を予防するためのものに限る。）</td><td>（略）</td><td>⑴　（略）
⑵　馬
1,220円
⑶　（略）
⑷　（略）</td></tr>
</table>

改　　正			現　　行		
46　家畜伝染病予防法第６条第１項又は第31条第１項の規定に基づく家畜に対する投薬	（略）	690円以下 （薬品実費）	46　家畜伝染病予防法第６条第１項又は第31条第１項の規定に基づく家畜に対する投薬	（略）	680円以下 （薬品実費）
47　家畜伝染病予防法第６条第１項又は第31条第１項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	（略）	⑴　予防注射 ア　（略） イ　流行性脳炎（豚に生ウイルス予防液を使用する場合に限る。） 870円 ウ　（略） エ　牛の流行性感冒 1,150円以下 （薬品実費） （イバラキ病予防液を使用する場合にあっては、330円） ⑵　血清注射 1,150円 ⑶　薬浴 1,150円以下 （薬品実費）	47　家畜伝染病予防法第６条第１項又は第31条第１項の規定に基づく家畜の注射又は薬浴	（略）	⑴　予防注射 ア　（略） イ　流行性脳炎（豚に生ウイルス予防液を使用する場合に限る。） 860円 ウ　（略） エ　牛の流行性感冒 1,130円以下 （薬品実費） （イバラキ病予防液を使用する場合にあっては、330円） ⑵　血清注射 1,130円 ⑶　薬浴 1,130円以下 （薬品実費）
48～53　（略）	（略）	（略）	48～53　（略）	（略）	（略）
54　養鶏振興法第７条第１項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査	（略）	8,030円	54　養鶏振興法第７条第１項の規定に基づくふ化業者の登録の申請に対する審査	（略）	7,980円
55　養鶏振興法第７条第２項又は第８条第１項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査	（略）	8,030円	55　養鶏振興法第７条第２項又は第８条第１項の規定に基づくふ化場の確認の申請に対する審査	（略）	7,980円
56～88　（略）	（略）	（略）	56～88　（略）	（略）	（略）
88の２　遊漁船業	（略）	２万5,160円	88の２　遊漁船業	（略）	２万5,100円

改　　正			現　　行		
の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第３条第１項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査			の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号）第３条第１項の規定に基づく遊漁船業者の登録の申請に対する審査		
88の３　遊漁船業の適正化に関する法律第３条第２項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	（略）	１万9,160円	88の３　遊漁船業の適正化に関する法律第３条第２項の規定に基づく遊漁船業者の登録の更新の申請に対する審査	（略）	１万9,100円
88の４～91の27　（略）	（略）	（略）	88の４～91の27　（略）	（略）	（略）
92　肥料、飼料又はこれらに関係あるものの依頼分析又は鑑定	（略）	⑴　定量分析 ア　窒素 2,780円 イ　りん酸（りんを含む。） 2,910円 ウ　加里 2,530円 エ　石灰（カルシウムを含む。） 2,400円 オ　苦土 2,810円 カ　けい酸 2,200円 キ　マンガン 2,800円 ク　ほう素 3,640円 ケ　鉄 4,620円 コ　カドミウム 6,450円	92　肥料、飼料又はこれらに関係あるものの依頼分析又は鑑定	（略）	⑴　定量分析 ア　窒素 2,730円 イ　りん酸（りんを含む。） 2,860円 ウ　加里 2,490円 エ　石灰（カルシウムを含む。） 2,360円 オ　苦土 2,760円 カ　けい酸 2,160円 キ　マンガン 2,750円 ク　ほう素 3,580円 ケ　鉄 4,540円 コ　カドミウム 6,340円

改　　正			現　　行		
		サ　銅 5,960円 シ　亜鉛 5,960円 ス　鉛 5,960円 セ　水銀 6,090円 ソ　ニッケル 5,930円 タ　クロム 5,930円 チ　砒(ひ)素 5,630円 ツ　有機炭素 4,920円 テ　アルカリ分 2,340円 ト　粗たん白質 2,770円 ナ　粗脂肪 2,820円 ニ　粗繊維 4,200円 ヌ　粗灰分 1,260円 ネ　水分 880円 ノ　その他　1成分につき 2,470円 ⑵　定性分析　1成分につき 730円			サ　銅 5,860円 シ　亜鉛 5,860円 ス　鉛 5,860円 セ　水銀 5,980円 ソ　ニッケル 5,830円 タ　クロム 5,830円 チ　砒(ひ)素 5,530円 ツ　有機炭素 4,840円 テ　アルカリ分 2,300円 ト　粗たん白質 2,720円 ナ　粗脂肪 2,770円 ニ　粗繊維 4,130円 ヌ　粗灰分 1,240円 ネ　水分 870円 ノ　その他　1成分につき 2,430円 ⑵　定性分析　1成分につき 720円
93　神奈川県畜産技術センター及び神奈川県の家畜保健衛生所で行う家畜の人工授精	（略）	１回につき 1,100円	93　神奈川県畜産技術センター及び神奈川県の家畜保健衛生所で行う家畜の人工授精	（略）	１回につき 1,080円

改　　正			現　　行		
94　神奈川県畜産技術センター及び神奈川県の家畜保健衛生所以外で行う家畜の人工授精	（略）	１回につき 2,200円	94　神奈川県畜産技術センター及び神奈川県の家畜保健衛生所以外で行う家畜の人工授精	（略）	１回につき 2,160円
95　家畜の受精卵移植のための過排卵処理	（略）	１回につき ２万4,240円	95　家畜の受精卵移植のための過排卵処理	（略）	１回につき ２万3,800円
96　家畜の受精卵移植のための家畜受精卵の採取	（略）	１回につき ２万710円	96　家畜の受精卵移植のための家畜受精卵の採取	（略）	１回につき ２万340円
97　（略）	（略）	（略）	97　（略）	（略）	（略）
98　神奈川県の家畜保健衛生所が行う家畜の検査	（略）	⑴　微生物簡易検査 570円 ⑵　微生物特殊検査 1,150円 ⑶　血液顕微鏡的検査 790円 ⑷　（略） ⑸　血清学的検査 600円 ⑹　（略） ⑺　乳房炎検査 980円 ⑻・⑼　（略） ⑽　精液検査 860円 ⑾　直腸検査 980円 ⑿　穿（せん）刺検査 1,120円 ⒀　体腔（こう）内異物検査 1,150円 ⒁　尿検査 620円	98　神奈川県の家畜保健衛生所が行う家畜の検査	（略）	⑴　微生物簡易検査 560円 ⑵　微生物特殊検査 1,130円 ⑶　血液顕微鏡的検査 780円 ⑷　（略） ⑸　血清学的検査 590円 ⑹　（略） ⑺　乳房炎検査 970円 ⑻・⑼　（略） ⑽　精液検査 850円 ⑾　直腸検査 970円 ⑿　穿（せん）刺検査 1,100円 ⒀　体腔（こう）内異物検査 1,130円 ⒁　尿検査 610円

改　　正			現　　行		
		⒂　病理組織学的検査 2,080円 ⒃　解剖検査 1,040円 ⒄　（略） ⒅　遺伝子検査（定性検査） 6,210円 ⒆　遺伝子検査（定量検査） 8,250円			⒂　病理組織学的検査 2,050円 ⒃　解剖検査 1,030円 ⒄　（略） ⒅　遺伝子検査（定性検査） 6,100円 ⒆　遺伝子検査（定量検査） 8,100円
99　神奈川県の家畜保健衛生所が行う家畜の処置	（略）	⑴　膣（ちつ）洗浄 630円 ⑵　子宮洗浄 1,950円 ⑶　黄体除去（嚢腫（のうしゅ）破砕を含む。） 1,250円 ⑷～⑾　（略）	99　神奈川県の家畜保健衛生所が行う家畜の処置	（略）	⑴　膣（ちつ）洗浄 620円 ⑵　子宮洗浄 1,920円 ⑶　黄体除去（嚢腫（のうしゅ）破砕を含む。） 1,230円 ⑷～⑾　（略）
100　（略）	（略）	（略）	100　（略）	（略）	（略）
５～11　（略）			５～11　（略）		

５　神奈川県生活環境の保全等に関する条例（平成９年神奈川県条例第35号）新旧対照表

改　　正	現　　行
（汚染土壌による埋立て等の禁止等） 第58条の３　何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下この条において「埋立て等」という。）を行ってはならない。ただし、次に掲げる埋立て等にあっては、この限りでない。 (1)　土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第６条第４項に規定する要措置区域又は同法第11条第２項に規定する形質変更時要届出区域内において行う埋立て等 (2)　土壌汚染対策法第18条第１項第２号又は第３号に規定する土地の形質の変更として行う埋立て等 (3)　土壌汚染対策法第22条第１項に規定する汚染土壌処理施設において行う埋立て等 (4)　汚染土壌の除去、拡散の防止その他の措置又は汚染土壌の処理若しくは保管を適正に行うために必要な埋立て等であって規則で定めるもの ２　（略）	（汚染土壌による埋立て等の禁止等） 第58条の３　何人も、汚染土壌を使用して埋立て、盛土その他の土地への土砂の堆積（以下この条において「埋立て等」という。）を行ってはならない。ただし、生活環境を保全するために必要な措置として規則で定める措置が講じられている埋立て等にあっては、この限りでない。 ２　（略）
（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等） 第59条　（略） ２　（略） ３　特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法第２条第２項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第３項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあっては、当該土壌汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しない。 ４　（略）	（特定有害物質の使用状況等の記録の管理等） 第59条　（略） ２　（略） ３　特定有害物質使用事業所を設置している者は、当該特定有害物質使用事業所を廃止しようとするときは、前条の指針に基づき、規則で定めるところにより、当該特定有害物質使用事業所に係る特定有害物質使用地における特定有害物質による土壌の汚染の状況を調査し、その結果その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。ただし、当該特定有害物質使用地において、土壌汚染状況調査（土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第２条第２項に規定する土壌汚染状況調査をいう。以下同じ。）（同法第14条第３項の規定により土壌汚染状況調査とみなされる調査を含む。以下この項において同じ。）が行われた場合にあっては、当該土壌汚染状況調査の内容が本文の規定による調査と重複すると認められる限りにおいて、当該調査をすることを要しない。 ４　（略）
別表第２（第96条の３、第96条の４関係） （略） 備考　10・15モードによる測定とは自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法施行規則（平成４年総理府令第 53 号）別表第１の備考２に規定する 10・15 モードによる測定	別表第２（第96条の３、第96条の４関係） （略） 備考　１　10・15モードによる測定とは、自動車が車両重量に110キログラムを加算された状態において、原動機が暖機状態となった後に、道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）別表第３に掲げる運転条件

<table>
<tr><th>改　　正</th><th>現　　行</th></tr>
<tr><td>を、ディーゼル自動車用 13 モードによる測定とは同表の備考６に規定するディーゼル自動車用 13 モードによる測定をいう。</td><td>で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の質量を測定する方法をいう。
２　ディーゼル自動車用13モードによる測定とは、自動車を道路運送車両の保安基準別表第７の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生し、排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質の単位時間当たりの質量にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値を、同表の上欄に掲げる運転条件で運行する場合に発生した仕事率にそれぞれ同表の下欄に掲げる係数を乗じて得た値を加算した値で除することにより単位時間及び単位仕事率当たりの粒子状物質の質量を測定する方法をいう。</td></tr>
<tr><td>別表第３（第96条の４関係）
<table><tr><th>特定自動車の種別</th><th>粒子状物質の量</th></tr><tr><td>道路運送車両法第75条第１項の規定による型式の指定を受けた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同項の規定による型式の指定を受けたものを除く。）又は同法第75条の２第１項の規定による型式の指定を受けた特定共通構造部（排気管から大気中に排出される排出物に含まれる粒子状物質を減少させる装置を含むものに限る。）若しくは同法第75条の３第１項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置を備えた特定自動車</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td><td>別表第３（第96条の４関係）
<table><tr><th>特定自動車の種別</th><th>粒子状物質の量</th></tr><tr><td>道路運送車両法第75条第１項の規定による型式の指定を受けた特定自動車又は同法第75条の２第１項の規定による型式の指定を受けた一酸化炭素等発散防止装置（装置型式指定規則（平成10年運輸省令第66号）第２条第９号に規定する一酸化炭素等発散防止装置をいう。）を備えた特定自動車（同法に基づき特定自動車の種別に応じた粒子状物質の技術基準が初めて施行された日前に同法第75条第１項の規定による型式の指定を受けたものを除く。）</td><td>（略）</td></tr><tr><td>（略）</td><td></td></tr><tr><td></td><td></td></tr></table></td></tr>
<tr><td>別表第４（第96条の９関係）
自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料
１　（略）
２　（略）
３　１及び２に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値を満たさない燃料</td><td>別表第４（第96条の９関係）
自動車から排出される粒子状物質の量を増大させる燃料
１　（略）
２　（略）
３　１及び２に掲げるもののほか、次の表の左欄に掲げる燃料の性状が、それぞれ同表の右欄に掲げる基準値を満たさない燃料</td></tr>
</table>

改　正		現　行	
燃料の性状	基準値	燃料の性状	基準値
（略）		（略）	
10パーセント残油の残留炭素成分（日本工業規格K2270-1又はK2270-2に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	（略）	10パーセント残油の残留炭素成分（日本工業規格K2270に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	（略）
セタン指数（日本工業規格K2280-4又はK2280-5に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	（略）	セタン指数（日本工業規格K2280に定める方法で算出した燃料の性状をいう。）	（略）
硫黄分（日本工業規格K2541-1、K2541-2、K2541-3、K2541-4、K2541-6又はK2541-7に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	（略）	硫黄分（日本工業規格K2541に定める方法で測定した燃料の性状をいう。）	（略）